

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成二十七年政令第三百五十六号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

○ 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法施行令（平成二十七年政令第三百五十六号）
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（大量破壊兵器関連計画等関係者の財産の凍結等の措置をとるべきこととしている国際連合安全保障理事会決議等） 第二条 法第三条第二項の大量破壊兵器関連計画等関係者の財産の凍結等の措置をとるべきこととしている政令で定める国際連合安全保障理事会決議は、<u>同理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千七百三十七号、同理事会決議第千七百四十七号、同理事会決議第千八百三十三号、同理事会決議第千八百七十四号、同理事会決議第千九百二十九号、同理事会決議第千八百七十七号、同理事会決議第千九百四十四号、同理事会決議第千二百七十号、同理事会決議第千二百三十一号、同理事会決議第千二百三十五十六号、同理事会決議第千三百七十一号、同理事会決議第千三百七十五号及び同理事会決議第千三百九十七号とする。</u> 2 （略） （大量破壊兵器等の開発等） 第八条 法第十一条第一項第四号ロ及び第十六条第三項第二号ロの政令で定める大量破壊兵器等の開発等は、次の各号に掲げる公告大量破壊兵器関連計画等関係者の区分に応じ、当該各号に定める	（大量破壊兵器関連計画等関係者の財産の凍結等の措置をとるべきこととしている国際連合安全保障理事会決議等） 第二条 法第三条第二項の大量破壊兵器関連計画等関係者の財産の凍結等の措置をとるべきこととしている政令で定める国際連合安全保障理事会決議は、<u>同理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号、同理事会決議第千八百七十七号、同理事会決議第千九百四十四号、同理事会決議第千二百三十一号、同理事会決議第千二百七十号、同理事会決議第千二百三十一号、同理事会決議第千二百三十五十六号、同理事会決議第千三百七十一号、同理事会決議第千三百七十五号及び同理事会決議第千三百九十七号とする。</u> 2 （略） （大量破壊兵器等の開発等） 第八条 法第十一条第一項第四号ロ及び第十六条第三項第二号ロの政令で定める大量破壊兵器等の開発等は、次の各号に掲げる公告大量破壊兵器関連計画等関係者の区分に応じ、当該各号に定める

行為とする。

一 第七百十八号等決議（法第三条第二項に規定する第七百十八号等決議をいい、第七百三十七号等決議（国際連合安全保障理事会決議第七百三十七号、同理事会決議第七百四十七号、同理事会決議第八百三十三号及び同理事会決議第九百二十九号をいう。次号及び第三号において同じ。）を除く。第三号において同じ。）によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者（第三号に掲げる者を除く。） 北朝鮮による核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機の開発、製造、保有、譲渡し、譲受け及び使用（第三号において「北朝鮮による大量破壊兵器等の開発等」という。）

二 第七百三十七号等決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者（次号に掲げる者を除く。） イランによる核兵器又はこれを運搬することができるロケット若しくは無人航空機の開発、製造、保有、譲渡し、譲受け及び使用（次号において「イランによる核兵器等の開発等」という。）

三 第七百十八号等決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされ、かつ、第七百三十七号等決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者 北朝鮮による大量破壊兵器等の開発等及びイランによる核兵器等の開発等

行為とする。

一 第七百十八号等決議（法第三条第二項に規定する第七百十八号等決議をいい、国際連合安全保障理事会決議第二千二百三十一号を除く。第三号において同じ。）によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者（第三号に掲げる者を除く。） 北朝鮮による核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機の開発、製造、保有、譲渡し、譲受け及び使用（第三号において「北朝鮮による大量破壊兵器等の開発等」という。）

二 国際連合安全保障理事会決議第二千二百三十一号によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者（次号に掲げる者を除く。） イランによる核兵器又はこれを運搬することができるロケット若しくは無人航空機の開発、製造、保有、譲渡し、譲受け及び使用（次号において「イランによる核兵器等の開発等」という。）

三 第七百十八号等決議によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされ、かつ、国際連合安全保障理事会決議第二千二百三十一号によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている者 北朝鮮による大量破壊兵器等の開発等及びイランによる核兵器等の開発等

[